

定山溪水再生プラザ運営管理業務 落札者決定基準

1 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、下記2の総合評価の方法によって得られた得点（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領第4条第1項第2号に基づく調査基準価格を設け、その価格を下回る入札が行われたときは、当該要領の規定に基づき、低入札価格調査を行う。

そのため、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本調達に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、総合評価点の高い者（次順位者）を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき同じ総合評価点の者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

2 総合評価の方法

(1) 評価対象者

予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札参加資格を有する者を評価対象者とし、入札価格及び技術提案書に基づき総合評価点を付するものとする。

(2) 総合評価点

評価対象者の総合評価点、価格評価点及び技術評価点は次の方法により算出する。

$$\text{総合評価点}^{※1} \text{（100点満点）} = \text{価格評価点（40点満点）} + \text{技術評価点（60点満点）}$$

$$\text{価格評価点}^{※2} = \text{価格評価の素点（100点満点）} \times 0.4$$

$$\text{技術評価点}^{※2} = \text{技術評価の素点（100点満点）} \times 0.6$$

※1：小数点以下第2位を四捨五入し、小数第1位の数値とする。

※2：小数点以下第3位を切り捨て、小数第2位の数値とする。

(3) 価格評価

評価対象者の入札書記載金額に応じて、次の①又は②の算定式により価格評価を行う。

なお、①及び②の算定式において、最低入札価格とは、全ての評価対象者の入札書記載金額のうち、調査基準価格以上で最も低廉な価格とする。ただし、評価対象者の入札書記載金額の全てが調査基準価格未満である場合は、調査基準価格を最低入札価格とみなす。

① 入札書記載金額が調査基準価格以上の場合

$$\text{価格評価の素点}^{※2} = 100 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} \div \text{入札書記載金額})$$

② 入札書記載金額が調査基準価格未満の場合

$$\text{価格評価の素点}^{※2} = 100 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} \div \text{入札書比較価格}) \times (\text{入札書記載金額} \div \text{調査基準価格})$$

(4) 技術評価

評価対象者が提出した技術提案書（技術提案様式 2-1～5-5）の記載内容及び証明書類に基づき、別表1「評価項目と評価内容」に示す評価項目及び評価内容に応じて、別表2「評価項目と評価方法」に示す配点及び評価方法により各項目の評価点を付し、各項目の評価点の合計から次の算定式により技術評価を行う。

$$\text{技術評価の素点}^{※2} = 100 \text{ 点} \times (\Sigma (\text{各項目の評価点}) \div \text{技術点配点合計})$$

別表1 「評価項目と評価内容」

評価項目		評価内容	配点
1 業務 実施 計画	(1) 運転管理計画	施設の特性や能力等を理解し、安定運転確保のための運転計画、記録管理、運転結果に基づく対応や本市への報告等について、実現可能かつ効果的な提案を評価する。 ・ 運転管理体制（指揮命令系統、人員配置等） ・ 処理基準遵守のための運転管理方法（監視体制、異常時の対応等） ・ 運転状況の記録・分析、設備故障時の対処方法 ・ その他	50
	(2) 保全管理計画	施設機能が低下せず長期的に正常な状態を維持するために行う保全管理について、実現可能かつ効果的な提案を評価する。 ・ 各点検の実施方法及び点検結果の管理 ・ 予防保全の実施方法 ・ 履歴管理（ストックマネジメント）の実施方法 ・ その他	
	(3) リスクマネジメント	想定されるリスク（大雨・洪水、地震、火災、停電、感染症等）に関し、施設の運転継続や従事者の安全確保のために必要な事前準備及びリスク発生時の対応について、実現可能かつ効果的な提案を評価する。 ・ リスク発生時における運転管理体制及び対応 ・ リスク発生時における支援体制及び連携体制 ・ リスク発生時に対応するための平常時における取組 ・ その他	
	(4) 環境負荷低減	本業務履行におけるエネルギー使用量削減や、脱炭素社会の実現に向けた環境負荷低減の方策等について、実現可能かつ効果的な提案を評価する。 ・ 対象施設の運転におけるエネルギー使用量削減の取組 ・ 計画放流水質の遵守と効率的なエネルギー利用の両立に対する取組 ・ 施設周辺の環境保全や地域住民への配慮 ・ その他	
	(5) 技術の維持向上	施設の安定運転に必要な、従事者に対する技術の維持向上のための教育・研修等について、実現可能かつ効果的な提案を評価する。 ・ 業務知識や技術力の習得に対する取組 ・ 技術の維持向上やノウハウの伝達に対する取組 ・ 資格取得支援と資格取得者への優遇措置 ・ その他	
	(6) 労働環境に対する配慮	従事者の適正な労働環境の確保や改善のための取組について、実現可能かつ効果的な提案を評価する。 ・ 安全衛生管理 ・ 労働災害防止対策 ・ ワーク・ライフ・バランスに関する取組 ・ その他	

2 企業実績	(1) 積雪地域又は寒冷地域（※）に所在する下水処理施設（標準活性汚泥法又はステップ流入式多段硝化脱窒法）運転管理業務の通算契約年数	15
	(2) 同一処理区内に関連するポンプ場（マンホールポンプ場を除く。）を有する下水処理施設運転管理業務の契約履行実績	
3 地域貢献	(1) 札幌市との災害時協力協定締結企業	10
	(2) 札幌市が所有する下水処理施設の運転管理実績	
	(3) 本店等所在地	
	(4) 札幌市内における雇用者の配置人数（入札参加者と直接的な雇用関係にある者に限る。）	
4 配置予定技術者	(1) 業務代理人（業務の総括責任者）について、下水処理施設（標準活性汚泥法又はステップ流入式多段硝化脱窒法）運転管理業務の業務代理人としての経験年数	25
	(2) 「下水道処理施設管理技士」又は「下水道法施行令第15条の3に定める資格者」の配置人数（入札参加者と直接的な雇用関係にある者に限る。）	
	(3) 下水処理施設（標準活性汚泥法又はステップ流入式多段硝化脱窒法）運転管理業務における連続2年以上の実務経験者（事務補助者等を除く。）の配置人数（入札参加者と直接的な雇用関係にある者に限る。）	
技術点配点合計		100

※「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法施行令（昭和32年政令第192号）」に定める地域をいう。（「積雪寒冷特別地域略図」参照）

別表2 「評価項目と評価方法」

評価項目		提出様式	配点	各評価項目の評価方法
1 業務実施計画	(1) 運転管理計画	様式 2-1	10	提案内容の実現性と効果が A 特に優れている：9～10（5）点 B 優れている：6～8（3～4）点 C 最低限の水準である：3～5（1～2）点 D 最低限の水準を満たしていない ：0～2（0）点 （括弧内は配点が5点の場合）
	(2) 保全管理計画	様式 2-2	10	
	(3) リスクマネジメント	様式 2-3	10	
	(4) 環境負荷低減	様式 2-4	10	
	(5) 技術の維持向上	様式 2-5	5	
	(6) 労働環境に対する配慮	様式 2-6	5	
	業務実施計画（計）		50	
2 企業実績	(1) 積雪地域又は寒冷地域（※）に所在する下水処理施設（標準活性汚泥法又はステップ流入式多段硝化脱窒法）運転管理業務の通算契約年数	様式 3-1	10	同一施設における通算契約年数の実績を評価 通算契約年数÷最大評価年数（15年）×10点 （最大10点、小数点以下第2位を切り捨て）
	(2) 同一処理区内に関連するポンプ場（マンホールポンプ場を除く。）を有する下水処理施設運転管理業務の契約履行実績	様式 3-2	5	同一処理区内に関連するポンプ場を有する施設における通算契約年数の実績を評価 通算契約年数÷最大評価年数（15年）×5点 （最大5点、小数点以下第2位を切り捨て）
	企業実績（計）		15	

※「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 192 号）」に定める地域をいう。（「積雪寒冷特別地域略図」参照）

評価項目		提出様式	配点	各評価項目の評価方法
3 地域貢献	(1) 札幌市との災害時協力 協定締結企業	様式 4	2	該当あり：2 点 該当なし：0 点
	(2) 札幌市が所有する下水 処理施設の運転管理実績	様式 4	2	実績あり：2 点 実績なし：0 点
	(3) 本店等所在地	—	3	札幌市内に本店あり：3 点 札幌市内に支店、営業所等あり：1 点
	(4) 札幌市内における雇用 者の配置人数	様式 5-1 様式 5-2 様式 5-4	3	札幌市内在住の配置予定者数について、設計 積算人数に対する割合を評価 札幌市内在住者数÷設計積算人数×3 点 (最大 3 点、小数点以下第 2 位を切り捨て)
	地域貢献（計）		10	
4 配置 予定 技術 者	(1) 業務代理人（業務の総 括責任者）について、下水 処理施設（標準活性汚泥法 又はステップ流入式多段硝 化脱窒法）運転管理業務の 業務代理人としての経験年 数	様式 5-1 様式 5-2 様式 5-3	5	業務代理人としての経験年数を評価 経験年数÷最大評価年数（5 年）×5 点 (最大 5 点、小数点以下第 2 位を切り捨て)
	(2) 「下水道処理施設管理 技士」又は「下水道法施行 令第 15 条の 3 に定める資 格者」の配置人数	様式 5-1 様式 5-4 様式 5-5	10	有資格の配置予定者数について、設計積算人 数に対する割合を評価 有資格者数÷設計積算人数×10 点 (最大 10 点、小数点以下第 2 位を切り捨て)
	(3) 下水処理施設（標準活 性汚泥法又はステップ流入 式多段硝化脱窒法）運転管 理業務における連続 2 年以 上の実務経験者（事務補助 者等を除く。）の配置人数	様式 5-1 様式 5-4 様式 5-5	10	連続 2 年以上の実務経験がある配置予定者数 について、設計積算人数に対する割合を評価 実務経験者数÷設計積算人数×10 点 (最大 10 点、小数点以下第 2 位を切り捨て)
	配置予定技術者（計）		25	
技術点配点合計			100	